

宮津市公報

平成23年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

条 例

1 宮津市犯罪被害者等支援条例	1
2 宮津市人材育成基金条例	2
3 宮津市室設置条例の一部を改正する条例	3
4 宮津市職員定数条例の一部を改正する条例	3
5 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
6 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
7 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	9
8 宮津市消防団条例の一部を改正する条例	17
9 宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例	17
10 宮津市土地開発基金条例の一部を改正する条例	18
11 宮津市物品調達基金条例を廃止する条例	18
12 宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例	18
13 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	19
14 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	19
15 宮津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例	20
16 宮津市福祉基金条例	20
17 宮津市雇用創出推進基金条例を廃止する条例	21
18 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	21
19 宮津市社会教育活用施設条例を廃止する条例	21
20 宮津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	22
21 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例	22
22 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	22
23 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	22

規 則

3 宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則及び宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例施行規則を廃止する規則	23
4 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	23
5 宮津市長の職務を代理する職員に関する規則等の一部を改正する規則	25
6 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則	26
7 宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	26
8 宮津市交通遺児激励金支給規則の一部を改正する規則	27
9 助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	27
10 宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則	27
11 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	28
12 宮津市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	28
13 宮津市子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	28
14 宮津市副市長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	29
15 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	29

告 示

12 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	29
13 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	30
14 宮津運動公園の利用料金の承認	30
15 市道路線の廃止	30
16 市道路線の認定	30
17 市道路線の変更	31
18 市道路線の区域決定	31
19 市道路線の区域変更	31
20 市道路線の供用開始	32
21 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	32
22 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	33
23 宮津市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する要綱	33
24 宮津市内における字の変更に関する取扱基準要綱の一部を改正する要綱	33
25 宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱	34
26 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱	34
27 宮津市敬老会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	35
28 宮津市高齢者ふれあい事業補助金交付要綱を廃止する要綱	35
29 宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱	35
30 宮津市子育て応援特別手当支給要綱を廃止する要綱	35
31 宮津市3人乗り自転車貸出事業実施要綱	36
32 社会福祉法人による障害福祉サービス利用者負担金軽減等措置補助金交付要綱を廃止する要綱	37
33 宮津市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	38
34 宮津市障害者サービス事業所等通所交通費支給要綱の一部を改正する要綱	38
35 宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱	38
36 宮津市資源ごみ回収活動報奨金交付要綱の一部を改正する要綱	39
37 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱	39
38 宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱	39
39 自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	42
40 宮津市ひとづくりふれあい事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	42
41 宮津市定額給付金支給要綱を廃止する要綱	42
42 宮津市雇用安定助成金交付要綱の一部を改正する要綱	42
43 宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱	43
44 宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付要綱	43
45 宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱	44
46 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	45
47 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	45
48 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務委託	45
49 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	45
50 し尿くみ取り券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	46
51 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	46
52 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	46
53 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	46
54 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	46
55 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	47
56 宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	47
57 宮津市當天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	47

58 宮津市公印の廃止	47
59 宮津市公印の調製	48
60 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	48
61 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更	48
62 伊根町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の受託	49
63 与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の受託	50
64 宮津与謝消費生活センターの設置	51
65 固定資産の価格等の登録	51
66 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	51
67 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	52
68 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	54
69 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	54
70 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	55
71 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	55
72 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	55
73 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更	55
74 宮津市森林整備計画の縦覧	56
75 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱	56
76 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示の一部を改正する告示	57

訓 令

1 宮津市理事者会議設置要綱の一部を改正する要綱	59
2 宮津市例規審査委員会規程等の一部を改正する規程	59
3 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	61
4 宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領	61

公 告

3 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧	62
4 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧	62
5 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	62
6 公示送達	63
7 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	63

水 道 企 業

《告 示》

1 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	63
-----------------------	----

《規 程》

1 宮津市水道事業嘱託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部を改正する規程	63
--	----

教育委員会

《規則》

- 1 宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則 …… 64
- 2 重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則 …… 64
- 3 宮津市社会教育活用施設条例施行規則を廃止する規則 …… 65
- 4 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則 …… 65

《告示》

- 4 宮津市教育委員会定例会の招集 …… 65

選挙管理委員会

《告示》

- 3 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 …… 66
- 4 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 …… 66
- 5 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 …… 66
- 6 公職選挙法に基づいて行う公職の選挙における投票区 …… 66
- 7 選挙人名簿に登録した者の縦覧 …… 67
- 8 京都府議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 …… 68
- 9 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 …… 68
- 10 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 …… 68
- 11 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 …… 68
- 12 京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 …… 68
- 13 宮津市農業委員会の選挙された委員の解任の請求に要する農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数 …… 68
- 14 検察審査員候補者選定規程を廃止する規程 …… 69
- 15 京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所 …… 69
- 16 京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ …… 70
- 17 京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時 …… 70
- 18 京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 …… 70
- 19 京都府議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 …… 71
- 20 京都府議会議員一般選挙における期日前投票所 …… 71
- 21 京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任 …… 71
- 22 京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 …… 72
- 23 選挙管理委員会公印のうち委員長印の改刻 …… 72

公平委員会

《規則》

- 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 …… 73

農業委員会

〈告示〉

3 宮津市農業委員会総会の招集 73

条 例

宮津市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第1号

宮津市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 関係機関等 国、京都府、犯罪被害者等の援助を行う公共的団体及び民間の団体その他の関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との役割分担を踏まえつつ、適切な支援を行う責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、協力しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

(住居の提供等)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な利用のための住居の提供等を行うことができる。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報及び

啓発を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第10条 市は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市人材育成基金条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第2号

宮津市人材育成基金条例

(設置)

第1条 社会の広い分野で活躍する人材を育成するため、宮津市人材育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年3月31日から施行する。

(宮津市ひとづくりふれあい基金条例及び宮津市女性ふれあい基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宮津市ひとづくりふれあい基金条例(平成2年条例第18号)

(2) 宮津市女性ふれあい基金条例(平成4年条例第6号)

* * *

宮津市室設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市室設置条例の一部を改正する条例

宮津市室設置条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務室」を「企画総務室
企画環境室」を「自立循環型経済社会推進室」に改める。

第2条総務室の項及び企画環境室の項を次のように改める。

企画総務室

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 法規及び文書に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 広報広聴及び国際交流に関すること。
- (5) 消防及び防災に関すること。

自立循環型経済社会推進室

- (1) 自立循環型経済社会構築の推進に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 産業起こし及び企業立地に関すること。
- (4) 環境政策に関すること。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市職員定数条例の一部を改正する条例

宮津市職員定数条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「240人」を「185人」に改め、同条第2号中「6人」を「5人」に改め、同条第5号中「62人」を「48人」に改め、同条中「330人」を「260人」に改める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第5号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「当分」を「平成23年3月31日まで」に改める。

附則第8項を次のように改める。

- 8 平成23年4月1日から当分の間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額675,000円とし、副市長の給料は月額584,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第6号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。
- 3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。

6月1日	12月1日	支給割合
2箇月1日	6箇月	100分の100
1箇月15日以上2箇月1日未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80
1箇月以上1箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60
1箇月未満	3箇月未満	100分の30

附則第2項中「当分」を「平成23年3月31日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成23年4月1日から当分の間、第2条第1項及び別表の規定にかかわらず、特別職の職員の報酬は、次の表のとおりとする。

区 分	報酬の額
(1) 教育委員会の委員長（教育長の職にある者を除く。）	月額 90,000円
(2) 同委員（教育長の職にある者を除く。）	同 64,800円
(3) 選挙管理委員会の委員長	同 18,000円
(4) 同委員	同 10,800円
(5) 公平委員会の委員長	年額 94,500円
(6) 同委員	同 54,000円
(7) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 108,000円
(8) 議会の議員から選出された監査委員	同 27,000円
(9) 農業委員会の会長	年額 162,000円
(10) 同委員	同 117,000円
(11) 固定資産評価審査委員会の委員長	日額 9,900円
(12) 同委員	同 8,100円
(13) 防災会議委員	同 6,750円
(14) 国民保護協議会委員（幹事及び専門委員を含む。）	同 6,750円
(15) 民生委員推薦会の会長	同 8,100円
(16) 同委員	同 6,750円
(17) 国民健康保険運営協議会の会長	同 9,900円
(18) 同委員	同 8,100円

(19) 財産区管理会の会長	年額 90,000円以内
(20) 同委員	同 35,000円以内
(21) 投票所の投票管理者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、1回につき、当該各号に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額
(22) 期日前投票所の投票管理者	
(23) 開票管理者	
(24) 選挙長	
(25) 投票所の投票立会人	
(26) 期日前投票所の投票立会人	
(27) 開票立会人	
(28) 選挙立会人	
(29) 情報公開・個人情報保護審査会の会長	日額 18,000円
(30) 同委員	同 8,100円
(31) 非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	同 17,200円
(32) 非常勤職員公務災害補償等審査会委員	同 17,200円
(33) メタン発酵施設導入調査委員会の委員長	同 18,000円
(34) 同委員	同 13,500円又は6,750円
(35) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 6,750円
(36) 同委員	同 4,950円
(37) 介護認定審査会委員	同 17,200円
(38) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同 17,200円
(39) 休日応急診療所運営委員会委員	同 5,000円
(40) 市営住宅等入居者選考委員会委員	同 6,750円
(41) 就学指導委員会委員	同 6,750円
(42) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 8,100円
(43) 同委員	同 6,750円
(44) 産業医	月額 30,000円
(45) 顧問弁護士	同 70,000円
(46) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(47) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円
(48) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 27,800円
(49) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円
(50) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円
(51) 児童指導員	同 6,200円
(52) 介護相談員	同 4,500円
(53) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(54) 休日応急診療所医師	日額 90,000円（年未年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円）
(55) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（児童1人につき1,010円）及び就学时健診報酬20,000円を加えた額
(56) 小学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（児童1人につき410円）
(57) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円

(58) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,000円に人数割報酬(生徒1人につき1,010円)を加えた額
(59) 中学校嘱託医(耳鼻科)	同 人数割報酬(生徒1人につき410円)
(60) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(61) 幼稚園長	月額 7,500円
(62) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬(園児1人につき1,010円)を加えた額
(63) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000円
(64) 地区公民館長	月額 20,700円
(65) 地区公民館主事	同 30,600円
(66) 公民館活動指導員	同 20,700円
(67) 体育指導委員の会長	年額 18,000円
(68) 同委員	同 16,200円
(69) 地区連絡所職員	月額 68,800円
(70) 電話交換手	同 134,100円以内
(71) 日直職員	日額 7,000円(年末年始の休日に勤務する場合は、13,600円)
(72) 登記事務員	月額 84,600円
(73) 杉末会館長	同 158,500円
(74) 杉末会館指導員	同 142,000円以内
(75) 杉末児童館児童厚生員	同 90,700円
(76) 火葬場作業員	同 168,500円以内
(77) 放課後児童クラブ指導員	同 136,100円以内
(78) 消費生活相談員	同 113,400円
(79) 建築士	同 201,900円
(80) 指導主事	同 143,400円
(81) 適応指導教室相談員	月額143,400円又は時間額1,000円
(82) 特別支援教育支援員	時間額 1,000円
(83) 社会教育指導員	月額 143,400円
(84) 人権教育指導員	同 143,400円
(85) 学校等事務員	同 130,800円以内
(86) 学校等用務員	同 122,900円
(87) 学校給食調理員	同 122,900円
(88) 英語指導助手	同 315,000円
(89) 図書館長	同 143,400円
(90) 移動図書館車運転手	日額5,400円又は時間額1,080円
(91) 浄水場管理人	月額 59,300円以内
(92) 浄水場夜間管理人	日額 8,435円
(93) 専門的知識を有する職の嘱託員	月額 158,500円、146,300円又は141,700円
(94) その他の嘱託員	同 136,100円
(95) 第44号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

備考

- 1 第69号から第94号までに掲げる者で通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とするもの(通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)については、この表に定

める額の報酬に加え、月額をもって報酬が定められている者にあつては1月当たり5,000円を、日額又は時間額をもって報酬が定められている者にあつては1日当たり250円をそれぞれ超えない範囲内において規則で定める額を支給する。

- 2 第54号、第69号から第90号まで、第93号及び第94号に掲げる者で、正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の時間外勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増報酬を支給することができる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	報酬の額
(1) 教育委員会の委員長（教育長の職にある者を除く。）	月額 100,000円
(2) 同委員（教育長の職にある者を除く。）	同 72,000円
(3) 選挙管理委員会の委員長	同 20,000円
(4) 同委員	同 12,000円
(5) 公平委員会の委員長	年額 105,000円
(6) 同委員	同 60,000円
(7) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 120,000円
(8) 議会の議員から選出された監査委員	同 30,000円
(9) 農業委員会の会長	年額 180,000円
(10) 同委員	同 130,000円
(11) 固定資産評価審査委員会の委員長	日額 11,000円
(12) 同委員	同 9,000円
(13) 防災会議委員	同 7,500円
(14) 国民保護協議会委員（幹事及び専門委員を含む。）	同 7,500円
(15) 民生委員推薦会の会長	同 9,000円
(16) 同委員	同 7,500円
(17) 国民健康保険運営協議会の会長	同 11,000円
(18) 同委員	同 9,000円
(19) 財産区管理会の会長	年額 90,000円以内
(20) 同委員	同 35,000円以内
(21) 投票所の投票管理者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、1回につき、当該各号に定める額
(22) 期日前投票所の投票管理者	
(23) 開票管理者	
(24) 選挙長	
(25) 投票所の投票立会人	
(26) 期日前投票所の投票立会人	
(27) 開票立会人	
(28) 選挙立会人	
(29) 情報公開・個人情報保護審査会の会長	日額 20,000円
(30) 同委員	同 9,000円
(31) 非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	同 17,200円
(32) 非常勤職員公務災害補償等審査会委員	同 17,200円
(33) メタン発酵施設導入調査委員会の委員長	同 20,000円
(34) 同委員	同 15,000円又は7,500円
(35) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円
(36) 同委員	同 5,500円
(37) 介護認定審査会委員	同 17,200円
(38) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同 17,200円

(39) 休日応急診療所運営委員会委員	同 5,000円
(40) 市営住宅等入居者選考委員会委員	同 7,500円
(41) 就学指導委員会委員	同 7,500円
(42) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円
(43) 同委員	同 7,500円
(44) 産業医	月額 30,000円
(45) 顧問弁護士	同 70,000円
(46) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(47) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円
(48) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 27,800円
(49) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円
(50) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円
(51) 児童指導員	同 6,200円
(52) 介護相談員	同 5,000円
(53) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(54) 休日応急診療所医師	日額 90,000円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円）
(55) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（児童1人につき1,010円）及び就学時健診報酬20,000円を加えた額
(56) 小学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（児童1人につき410円）
(57) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(58) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,000円に人数割報酬（生徒1人につき1,010円）を加えた額
(59) 中学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（生徒1人につき410円）
(60) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(61) 幼稚園長	月額 7,500円
(62) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(63) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000円
(64) 地区公民館長	月額 23,000円
(65) 地区公民館主事	同 34,000円
(66) 公民館活動指導員	同 23,000円
(67) 体育指導委員の会長	年額 20,000円
(68) 同委員	同 18,000円
(69) 地区連絡所職員	月額 68,800円
(70) 電話交換手	同 134,100円以内
(71) 日直職員	日額 7,000円（年末年始の休日に勤務する場合は、13,600円）
(72) 登記事務員	月額 84,600円

(73) 杉末会館長	同 158,500円
(74) 杉末会館指導員	同 142,000円以内
(75) 杉末児童館児童厚生員	同 90,700円
(76) 火葬場作業員	同 168,500円以内
(77) 放課後児童クラブ指導員	同 136,100円以内
(78) 消費生活相談員	同 113,400円
(79) 建築士	同 201,900円
(80) 指導主事	同 143,400円
(81) 適応指導教室相談員	月額143,400円又は時間額1,000円
(82) 特別支援教育支援員	時間額 1,000円
(83) 社会教育指導員	月額 143,400円
(84) 人権教育指導員	同 143,400円
(85) 学校等事務員	同 130,800円以内
(86) 学校等用務員	同 122,900円
(87) 学校給食調理員	同 122,900円
(88) 英語指導助手	同 315,000円
(89) 図書館長	同 143,400円
(90) 移動図書館車運転手	日額5,400円又は時間額1,080円
(91) 浄水場管理人	月額 59,300円以内
(92) 浄水場夜間管理人	日額 8,435円
(93) 専門的知識を有する職の嘱託員	月額 158,500円、146,300円又は141,700円
(94) その他の嘱託員	同 136,100円
(95) 第44号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

備考

- 第69号から第94号までに掲げる者で通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とするもの(通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)については、この表に定める額の報酬に加え、月額をもって報酬が定められている者にとっては1月当たり5,000円を、日額又は時間額をもって報酬が定められている者にとっては1日当たり250円をそれぞれ超えない範囲内において規則で定める額を支給する。
- 第54号、第69号から第90号まで、第93号及び第94号に掲げる者で、正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、この表に定める額の報酬に加え、一般職の職員の時間外勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増報酬を支給することができる。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第7号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「給与」を「賃金」に改め、同条第1項を次のように改める。

臨時職員の賃金については、別表第5に定める額とする。

第25条第2項中「前項の職員」を「臨時職員」に、「一般職員の例に準じ、時間外勤務手当又は夜間勤務手当」を「一般職員の時間外勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増賃金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 臨時職員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しない場合は、その勤務しないことにつき任命権者の承認があったときを除き、その勤務しない時間に係る賃金は支給しない。
附則に次の1項を加える。

10 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における給料の月額、第4条から第5条まで及び平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第4条から第5条まで及び平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定により定められる額とする。

職員の区分	割合
行政職給料表6級の者	100分の10
教育職給料表3級の者	
行政職給料表5級の者	100分の8
行政職給料表4級又は3級の者	100分の5
教育職給料表2級の者	
行政職給料表2級以下の者	100分の4
教育職給料表1級の者	

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	

22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,500
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100

71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			
101		301,000	351,300			
102		301,400	351,700			
103		301,800	352,100			
104		302,200	352,500			
105		302,400	353,000			
106		302,800	353,400			
107		303,200	353,800			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200	355,100			
111		304,600	355,500			
112		305,000	355,900			
113		305,200	356,400			
114		305,600				
115		306,000				
116		306,400				
117		306,600				
118		306,900				
119		307,200				

	120		307,500				
	121		307,900				
	122		308,200				
	123		308,500				
	124		308,800				
	125		309,200				
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600
	2	150,300	166,500	288,700
	3	151,800	168,600	291,800
	4	153,300	170,800	294,900
	5	154,900	172,800	297,600
	6	156,800	175,000	300,700
	7	158,600	177,200	303,800
	8	160,400	179,400	306,900
	9	162,200	181,700	309,900
	10	164,300	184,500	312,800
	11	166,300	187,200	315,700
	12	168,300	189,900	318,600
	13	170,300	192,800	321,400
	14	172,500	194,500	323,700
	15	174,700	196,200	326,000
	16	176,900	197,900	328,300
	17	179,200	199,700	330,600
	18	181,800	201,400	332,900
	19	184,300	203,100	335,200
	20	186,800	204,800	337,500
	21	189,300	206,600	339,800
	22	191,000	208,500	342,100
	23	192,700	210,400	344,400
	24	194,400	212,300	346,700
	25	195,900	214,000	348,900
	26	197,500	216,000	350,800
	27	199,100	218,000	352,700
	28	200,700	220,000	354,600
	29	202,400	221,900	356,500
	30	204,100	224,600	358,400
	31	205,800	227,300	360,200
	32	207,500	230,000	362,100
	33	209,000	232,800	363,900
	34	210,700	235,700	365,700
35	212,400	238,600	367,500	

36	214,100	241,500	369,300
37	215,700	244,300	371,200
38	217,400	247,100	372,800
39	219,100	249,900	374,400
40	220,800	252,700	376,000
41	222,600	255,500	377,400
42	224,400	258,100	378,900
43	226,200	260,700	380,400
44	228,000	263,300	381,900
45	229,900	265,700	383,500
46	231,600	268,300	385,100
47	233,300	270,800	386,700
48	235,000	273,300	388,300
49	236,700	275,800	389,800
50	238,400	278,400	391,300
51	240,100	281,000	392,800
52	241,800	283,600	394,300
53	243,100	286,100	395,900
54	244,800	288,700	397,300
55	246,400	291,200	398,600
56	248,100	293,700	399,900
57	249,600	296,000	401,400
58	251,100	298,700	402,800
59	252,600	301,400	404,200
60	254,100	304,100	405,600
61	255,700	306,600	406,900
62	257,200	309,100	408,300
63	258,700	311,600	409,700
64	260,100	314,100	411,100
65	261,400	316,500	412,300
66	263,000	318,700	413,500
67	264,600	320,900	414,700
68	266,100	323,100	415,900
69	267,800	325,400	417,000
70	269,300	327,600	418,200
71	270,800	329,800	419,400
72	272,300	331,900	420,600
73	273,600	334,100	421,600
74	274,900	336,300	422,400
75	276,200	338,500	423,200
76	277,500	340,700	424,000
77	278,900	342,700	424,900
78	280,100	344,600	425,700
79	281,300	346,500	426,500
80	282,500	348,400	427,300
81	283,800	350,200	428,100
82	285,000	352,000	428,800
83	286,200	353,800	429,500
84	287,400	355,600	430,200

85	288,500	357,100	430,900
86	289,500	358,800	431,600
87	290,500	360,500	432,300
88	291,500	362,100	433,000
89	292,600	363,800	433,700
90	293,500	365,100	434,400
91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800
93	295,800	369,400	436,300
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,700	
98	299,900	375,800	
99	300,700	376,900	
100	301,500	378,000	
101	302,400	379,200	
102	302,900	380,300	
103	303,400	381,400	
104	303,900	382,500	
105	304,400	383,500	
106	304,800	384,500	
107	305,200	385,400	
108	305,600	386,400	
109	305,800	387,300	
110	306,200	388,300	
111	306,600	389,300	
112	307,000	390,300	
113	307,200	391,100	
114	307,500	392,000	
115	307,800	392,900	
116	308,100	393,800	
117	308,400	394,800	
118	308,700	395,600	
119	309,000	396,400	
120	309,300	397,200	
121	309,500	397,900	
122	309,800	398,700	
123	310,100	399,500	
124	310,400	400,300	
125	310,600	401,000	
126		401,700	
127		402,400	
128		403,100	
129		403,900	
130		404,600	
131		405,300	
132		406,000	
133		406,500	

	134		407,100	
	135		407,700	
	136		408,300	
	137		408,700	
	138		409,300	
	139		409,900	
	140		410,500	
	141		410,900	
	142		411,500	
	143		412,100	
	144		412,700	
	145		413,100	
	146		413,700	
	147		414,300	
	148		414,900	
	149		415,300	
再任用 職員		225,800	275,200	329,800

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第25条関係）

臨時職員賃金表

職 種	賃金の額
一般事務補助員	日額 6,000円
火葬場作業員	時間額 1,249円
保育士	日額 6,200円
保育士（早朝保育等）	時間額 1,000円
放課後児童クラブ指導員	日額 6,000円
介護福祉士	同 6,500円
看護師	同 6,500円
看護師（宮津市休日応急診療所）	同 11,500円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円）
看護師（予防接種）	勤務時間が2時間以内のとき 3,200円 勤務時間が2時間を超え3時間以内のとき 3,700円 勤務時間が3時間を超えるととき 4,300円
栄養士	日額 6,500円
保健師	同 6,800円
保健師	時間額 1,550円
公園プール監視員	日額 7,000円
公園プール監視補助員	同 5,000円
草刈作業員	時間額 1,230円以内
養護師	日額 6,200円
用務員	同 6,100円
給食調理員	同 6,100円
幼稚園教諭	同 6,200円
埋蔵文化財調査員	同 8,200円
埋蔵文化財調査補助員	同 7,800円
埋蔵文化財作業員	同 7,000円
埋蔵文化財整理員	同 6,600円

埋蔵文化財整理作業員	同 6,000円
その他	日額7,000円又は時間額903円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額

備考 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする臨時職員（通勤距離が片道10キロメートル未満であるものを除く。）については、この表に定める額の賃金に加え、1日当たり300円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。

（宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.8」を「次に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる職員 100分の99.9

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.7

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第8号

宮津市消防団条例の一部を改正する条例

宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「470人」を「450人」に改め、同項第2号中「40人」を「60人」に改める。

第17条第1項第3号中「2,000円」を「1,800円」に改める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例

（設置）

第1条 本市における過疎地域自立促進特別事業（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第2項の規定により定めた宮津市過疎地域自立促進計画に掲げる過疎地域自立促進特別事業をいう。）の推進を図るため、宮津市過疎地域自立促進特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。
(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。
(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第10号

宮津市土地開発基金条例の一部を改正する条例

宮津市土地開発基金条例(平成3年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1億1,100万円」を「2億2,100万円」に改め、同条第2項中「積立て」を「積立てをし、又は処分」に改め、同条第3項中「積立てが」を「積立て又は処分が」に、「積立て額相当額増加する」を「積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市物品調達基金条例を廃止する条例をここに公布する。
平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第11号

宮津市物品調達基金条例を廃止する条例

宮津市物品調達基金条例(昭和40年条例第12号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。
平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第12号

宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例及び宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和53年条例第1号）

(2) 宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例（平成13年条例第10号）

附 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「350,000円」を「390,000円」に改める。

第10条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に改め、同条第2項を削る。

附則第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第14号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.6」を「100分の6.4」に改める。

第4条中「100分の28」を「100分の29」に改める。

第5条中「20,000円」を「22,100円」に改める。

第5条の2第1号中「17,500円」を「18,600円」に改め、同条第2号中「8,750円」を「9,300円」に改める。

第7条中「100分の5」を「100分の5.1」に改める。

第7条の2中「4,500円」を「7,500円」に改める。

第7条の3第1号中「3,500円」を「4,500円」に改め、同条第2号中「1,750円」を「2,250円」に改める。

第8条中「100分の1.35」を「100分の1.9」に改める。

第9条中「100分の7.0」を「100分の9.3」に改める。

第9条の2中「8,200円」を「9,000円」に改める。

第9条の3中「4,800円」を「5,500円」に改める。

第23条第1号ア中「14,000円」を「15,470円」に改め、同号イ(ア)中「12,250円」を「13,020円」に改め、同号イ(イ)中「6,130円」を「6,510円」に改め、同号ウ中「3,150円」を「5,250円」に改め、同号エ(ア)中「2,450円」を「3,150円」に改め、同号エ(イ)中「1,230円」を「1,580円」に改め、同号オ中「5,740円」を「6,300円」に改め、同号カ中「3,360円」を「3,850円」に改め、同条第2号ア中「10,000円」を「11,050円」に改め、同号イ(ア)中「8,750円」を「9,300円」に改め、同号イ(イ)中「4,380円」を「4,650円」に改め、同号ウ中「2,250円」を「3,750円」に改め、同号エ(ア)中「1,750

円」を「2,250円」に改め、同号工(イ)中「880円」を「1,130円」に改め、同号才中「4,100円」を「4,500円」に改め、同号力中「2,400円」を「2,750円」に改め、同条第3号ア中「4,000円」を「4,420円」に改め、同号イ(ア)中「3,500円」を「3,720円」に改め、同号イ(イ)中「1,750円」を「1,860円」に改め、同号ウ中「900円」を「1,500円」に改め、同号エ(ア)中「700円」を「900円」に改め、同号エ(イ)中「350円」を「450円」に改め、同号才中「1,640円」を「1,800円」に改め、同号力中「960円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第15号

宮津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

宮津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第1項及び第7項」を「同条第1項及び第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市福祉基金条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第16号

宮津市福祉基金条例

(設置)

第1条 市民の福祉の増進を図るため、宮津市福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限

り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年3月31日から施行する。

(宮津市交通遺児激励基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宮津市交通遺児激励基金条例(平成7年条例第13号)

(2) 宮津市高齢者ふれあい基金条例(平成4年条例第10号)

(3) 宮津市社会福祉基金条例(平成4年条例第11号)

* * *

宮津市雇用創出推進基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市雇用創出推進基金条例を廃止する条例

宮津市雇用創出推進基金条例(平成21年条例第6号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第18号

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和49年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「当分」を「平成23年3月31日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 平成23年4月1日から当分の間、第3条の規定にかかわらず、給料は月額528,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市社会教育活用施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第19号

宮津市社会教育活用施設条例を廃止する条例

宮津市社会教育活用施設条例(平成6年条例第9号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第20号

宮津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮津市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名称 宮津市杉末児童館

位置 宮津市字万年1100番地

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第21号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務室、企画環境室」を「企画総務室、自立循環型経済社会推進室」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第22号

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、議長の議員報酬は月額387,000円とし、副議長の議員報酬は月額333,000円とし、議員の議員報酬は月額315,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第23号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第3項ただし書中「130,000

円」を「140,000円」に改め、同条第4項ただし書中「100,000円」を「120,000円」に改める。

第23条中「500,000円」を「510,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則及び宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第3号

宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則及び宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則（昭和53年規則第1号）
- (2) 宮津市国民健康保険出産費貸付基金条例施行規則（平成13年規則第14号）

附 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第4号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務室の項及び企画環境室の項を次のように改める。

企画総務室	企画係	行政係	職員係	秘書広報係	消防防災係
自立循環型経済社会推進室	まちづくり係	産業創出係	環境政策係		

第2条の表産業振興室の項中「産業政策係」を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

(企画総務室の分掌事務)

第7条 企画総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 広域行政に関すること。
- (3) 行政改革に関すること。
- (4) 市民協働のまちづくりに関すること。
- (5) 世界遺産登録の推進に関すること。

(6) 地域の鉄道、バス等公共交通に関する事。

(7) 海上交通に関する事。

行政係

(1) 条例、規則その他の例規の制定、改廃、整理及び保存に関する事。

(2) 議案の審査及び送付に関する事。

(3) 行政区画に関する事。

(4) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。

(5) 事務引継に関する事。

(6) 庁内の取締りに関する事（防火管理を含む。）

(7) 庁内の電話交換に関する事。

(8) 地区連絡所及び自治会に関する事。

(9) 要望書の総括に関する事。

(10) 基幹統計その他各種統計に関する事。

(11) 犯罪被害者等の支援に関する事。

(12) 公印の保管及び文書の総括に関する事。

(13) 告示、公告及び公表に関する事。

(14) 公報の発行に関する事。

(15) 他室の所管に属さない事項の調整に関する事。

(16) 室の庶務に関する事。

職員係

(1) 職員の任免及び服務に関する事。

(2) 職員の給与及び勤務条件に関する事。

(3) 職員の研修、福利厚生及び衛生管理に関する事。

(4) 職員の定数及び配置に関する事。

(5) 退職年金等に関する事。

(6) 市町村職員共済組合及び職員互助会に関する事。

(7) 職員団体に関する事。

(8) 公務災害補償に関する事。

(9) 電子計算事務の総括に関する事。

秘書広報係

(1) 秘書及び交際に関する事。

(2) 儀式及び表彰に関する事。

(3) 広報及び広聴に関する事。

(4) 国際交流に関する事。

消防防災係

(1) 防災に関する事。

(2) 緊急対処事態に関する事。

(3) 消防及び水防計画に関する事。

(4) 消防団事務に関する事。

(5) 消防施設に関する事。

(6) 地域自衛消防隊に関する事。

(7) 宮津与謝消防組合との連絡調整に関する事。

(自立循環型経済社会推進室の分掌事務)

第8条 自立循環型経済社会推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

まちづくり係

(1) 浜町地区及び周辺の整備に関する事。

- (2) 空き家及び空き店舗の活用対策の総括に関すること。
- (3) 地域情報化の推進に関すること。
- (4) 室の庶務に関すること。

産業創出係

- (1) 企業誘致及び新産業の創出に関すること。
- (2) 新エネルギーに関すること。

環境政策係

- (1) 自然環境の保全に関すること。
- (2) 資源型ごみ処理施設の整備に関すること。
- (3) 資源型し尿処理施設の整備に関すること。

第12条産業政策係の項を削り、同条商工観光係の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) まちなか観光に関すること。
- (11) エコツーリズムに関すること。

第12条商工観光係の項に次の1号を加える。

- (14) 室の庶務に関すること。

第12条農林水産係の項中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 有害鳥獣対策に関すること。

第12条農林水産係の項に次の1号を加える。

- (16) 6次産業化に関すること。

第12条基盤整備係の項第5号中「及び有害鳥獣対策」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市長の職務を代理する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第5号

宮津市長の職務を代理する職員に関する規則等の一部を改正する規則

(宮津市長の職務を代理する職員に関する規則の一部改正)

第1条 宮津市長の職務を代理する職員に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 宮津市庁舎管理規則(平成9年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務室長」を「企画総務室長」に改め、同条第2項中「総務室行政係長」を「企画総務室行政係長」に改める。

別表第1号中「総務室」を「企画総務室」に改め、同表第2号中「企画環境室」を「自立循環型経済社会推進室」に改める。

(宮津市公印規則の一部改正)

第3条 宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条並びに第5条第1項及び第3項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

第6条第2項ただし書中「総務室」を「企画総務室」に改める。

第7条第1項及び第3項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

別表中「

総務室

 行政係長」を「

企画総務室

 行政係長」に改め、同総務室長

印の項中「総務室長印」を「企画総務室長印」に、「総務室長名」を「企画総務室長名」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第6号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号。以下「条例」という。)別表及び条例附則第3項の規定に基づき、特別職の職員(条例第1条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。)の通勤に係る報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(特別職の職員の通勤に係る報酬の取扱い)

第2条 条例別表の備考1及び条例附則第3項の表の備考1の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通勤距離(通勤(特別職の職員が勤務のため、その者の住居と勤務部署との間を往復することをいう。)に係る経路が、一般に利用し得る最短のものの距離をいう。以下同じ。)が片道2キロメートル以上5キロメートル未満 月額をもって報酬が定められている者(以下「月額報酬者」という。)にあつては1箇月1,000円、日額又は時間額をもって報酬が定められている者(以下「日額報酬者等」という。)にあつては1日50円

(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 月額報酬者にあつては1箇月2,000円、日額報酬者等にあつては1日100円

(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 月額報酬者にあつては1箇3,000円、日額報酬者等にあつては1日150円

(4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 月額報酬者にあつては1箇月4,000円、日額報酬者等にあつては1日200円

(5) 通勤距離が片道20キロメートル以上 月額報酬者にあつては1箇月5,000円、日額報酬者等にあつては1日250円

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第7号

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮津市一般職職員の給与に関する規則(昭和42年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

(臨時職員の通勤に係る賃金の取扱い)

第10条 条例別表第5の備考の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通勤距離(通勤(臨時職員が勤務のため、その者の住居と勤務部署との間を往復することをい

う。)に係る経路が、一般に利用し得る最短のものの距離をいう。以下同じ。)が片道10キロメートル以上20キロメートル未満 150円

(2) 通勤距離が片道 20 キロメートル以上 30 キロメートル未満 225 円

(3) 通勤距離が片道 30 キロメートル以上 300 円

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市交通遺児激励金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第8号

宮津市交通遺児激励金支給規則の一部を改正する規則

宮津市交通遺児激励金支給規則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、交通事故により父又は母(父母がいない場合は、これに準ずる者。以下「保護者」という。)を失った遺児を激励し、遺児の健全な育成及び福祉の増進を図るため、交通遺児激励金(以下「激励金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条第2号中「父又は母(父母がないときは、現に児童及び生徒を監護している者。以下「保護者」という。)」を「保護者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第9号

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

助産及び母子保護の実施に関する規則(昭和46年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第10号

宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則

宮津市児童館管理運営規則(昭和58年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(開館時間等)

第2条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第11号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成6年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「一般廃棄物等（し尿を除く。）の収集」を「一般廃棄物等の収集」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) し尿 納入通知書による払込み又は口座振替により徴収する。

第14条から第16条までを削り、第17条を第14条とし、第18条から第24条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に収集及び運搬を行ったし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

* * *

宮津市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第12号

宮津市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市農業委員会に対する事務委任規則（平成8年規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第4条第3項第1号」を「第4条第4項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第13号

宮津市子ども手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

宮津市子ども手当の支給に関する規則（平成22年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市副市長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

宮津市副市長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市副市長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（昭和50年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) その他民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結及び補助金の交付に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第15号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の81以上100分の130以下」を「100分の83.5以上100分の135以下」に改め、同条第2号中「100分の71.5以上100分の81未満」を「100分の74以上100分の83.5未満」に改め、同条第3号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同条第4号中「100分の65未満」を「100分の67.5未満」に改める。

第13条の2第1号中「100分の30超」を「100分の32.5超」に改め、同条第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改め、同条第3号中「100分の30未満」を「100分の32.5未満」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第12号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成23年3月14日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第120号

- (1) 名 称 有限会社塩見住宅
- (2) 所 在 地 福知山市字新庄225番地3
- (3) 代 表 者 代表取締役 塩 見 晋 也
- (4) 指 定期間 平成23年3月14日～平成26年12月31日

* * *

宮津市告示第13号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成23年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成23年3月23日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成23年4月1日から平成23年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市財務室資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第14号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

平成23年3月28日

宮津市長 井上正嗣

- 1 利用料金
運動公園利用料金

施設名	区分	使用単価	利用料金の額
宮津市民テニスコート	第1	1面1時間につき	500円
	第2	1面1時間につき	200円

- 2 適用年月日

平成23年4月1日

* * *

宮津市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成23年3月29日から平成23年4月12日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

宮津市長 井上正嗣

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
木の部滝馬	宮津市字京口町173番地 宮津市字滝馬小字有田下87番地の1	

* * *

宮津市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成23年3月29日から平成23年4月12日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

宮津市長 井上正嗣

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
金持4号	宮津市字難波野小字高畔397番地の19から 宮津市字難波野小字高畔397番地の18まで	
大垣難波野	宮津市字江尻小宮ノ下162番地から 宮津市字難波野小字細田192番地の1まで	
京口滝馬	宮津市字京口町156番地から 宮津市字滝馬小字有田下87番地の1まで	
堅田1号	宮津市字喜多小字堅田2255番地の3から 宮津市字喜多小字堅田2261番地の4まで	

* * *

宮津市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成23年3月29日から平成23年4月12日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

宮津市長 井上正嗣

路線名	旧新別	起 点 終 点	重要な経過地
城東	旧	宮津市字波路2207番地の7 宮津市字惣小字雲分202番地の3	
	新	宮津市字波路2207番地の7 宮津市字鶴賀2158番地の7	

* * *

宮津市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成23年3月29日から平成23年4月12日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域			備考
	区 間	敷地の幅員 m	延長 m	
金持4号	宮津市字難波野小字高畔397番地の19から 宮津市字難波野小字高畔397番地の18まで	6.00～11.70	251.3	
大垣難波野	宮津市字江尻小宮ノ下162番地から 宮津市字難波野小字細田192番地の1まで	5.80～10.50	921.6	
京口滝馬	宮津市字京口町156番地から 宮津市字滝馬小字有田下87番地の1まで	4.00～6.50	820.2	
堅田1号	宮津市字喜多小字堅田2255番地の3から 宮津市字喜多小字堅田2261番地の4まで	4.40～12.60	179.8	
松原京街道	宮津市字宮村小字下1058番地の1から 宮津市字京口町171番地まで	5.50～24.50	689.1	
城東	宮津市字波路2207番地の7から 宮津市字鶴賀2158番地の7まで	4.50～40.90	1,325.6	

* * *

宮津市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成23年3月29日から平成23年4月12日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域				備考
	区間	変更前後別	敷地の幅員 m	延長m	
波路中央	宮津市字波路2352番地の3から 宮津市字波路2353番地の1まで	前	7.00～7.70	30.0	
		後	7.00～18.20	30.0	
小田辛皮	宮津市字小田小字山王垣1994番地から 宮津市字小田小字権現411番地まで	前	1.00～10.10	957.6	
		後	3.80～11.00	1,225.1	
桑原	宮津市字喜多小字桑原228番地の1から 宮津市字喜多小字桑原272番地の3まで	前	1.50～4.40	326.6	
		後	4.40～11.50	782.9	
堅田	宮津市字喜多小字堅田2259番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	前	8.45～9.20	35.4	
		後	8.45～27.10	35.4	

* * *

宮津市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成23年3月29日から平成23年4月12日まで縦覧に供する。

平成23年3月29日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
金持4号	宮津市字難波野小字高畔397番地の19から 宮津市字難波野小字高畔397番地の18まで	平成23年3月29日
大垣難波野	宮津市字江尻小字宮ノ下162番地から 宮津市字難波野小字細田192番地の1まで	平成23年3月29日
京口滝馬	宮津市字京口町156番地から 宮津市字滝馬小字有田下87番地の1まで	平成23年3月29日
堅田1号	宮津市字喜多小字堅田2255番地の3から 宮津市字喜多小字堅田2261番地の4まで	平成23年3月29日
松原京街道	宮津市字宮村小字下1058番地の1から 宮津市字京口町171番地まで	平成23年3月29日
城東	宮津市字波路2207番地の7から 宮津市字鶴賀2158番地の7まで	平成23年3月29日
波路中央	宮津市字波路2352番地の3から 宮津市字波路2353番地の1まで	平成23年3月29日
小田辛皮	宮津市字小田小字山王垣1994番地から 宮津市字小田小字権現411番地まで	平成23年3月29日
桑原	宮津市字喜多小字桑原228番地の1から 宮津市字喜多小字桑原272番地の3まで	平成23年3月29日
堅田	宮津市字喜多小字堅田2259番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	平成23年3月29日

* * *

宮津市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 野田 光雄
- 3 変更年月日 平成23年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成23年3月30日

宮津市長 井上 正嗣

* * *

宮津市告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 尾上 喜美夫
- 3 変更年月日 平成23年2月13日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成23年3月30日

宮津市長 井上 正嗣

* * *

宮津市告示第23号

宮津市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成23年3月31日

宮津市長 井上 正嗣

宮津市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する要綱

宮津市不当要求行為等対策要綱(平成17年告示第11号)の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「総務室長」を「企画総務室長」に改め、同条第8項中「総務室」を「企画総務室」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第24号

宮津市内における字の変更に関する取扱基準要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成23年3月31日

宮津市長 井上 正嗣

宮津市内における字の変更に関する取扱基準要綱の一部を改正する要綱

宮津市内における字の変更に関する取扱基準要綱(平成4年告示第7号)の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを削る。

第7条の見出しを「(指針)」に改め、同条中「委員会は、字の変更を調査審議するにあたっては、」

を「字の変更に関しては」に改め、同条を第3条とする。

第8条中「委員会は、字の」を「字の」に改め、同条を第4条とし、第9条を第5条とする。

第10条の見出しを「(同意前の届出)」に改め、同条第1項中「委員会の委員との意見交換の機会を設けなければ」を「当該字の変更について市長に届け出なければ」に改め、同項ただし書中「会長」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第6条とする。

2 前項本文の規定による届出により、市長が特に必要と認めるときは、関係地域住民その他の関係者、宮津市文化財保護条例(昭和58年条例第35号)第45条の宮津市文化財保護審議会の委員等の意見を聴くことができる。

第11条第6号中「第9条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第12条の見出しを「(字の変更の適否の決定等の手続)」に改め、同条第1項中「委員会の答申を踏まえて」を「第4条に規定する字の変更に関する基準に基づき」に改め、同条を第8条とする。

第13条を第9条とし、第14条を第10条とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱(昭和59年告示第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(範囲)」に改め、同条中「公共下水道事業受益者負担金」の次に「一般廃棄物処理手数料(し尿に限る。)」を加える。

第3条の見出しを「(取扱金融機関)」に改め、同条中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第4条中「振替えて」を「振り替えて」に改める。

第10条ただし書中「振替える」を「振り替える」に改め、同条に次の1項を加える。

2 取扱金融機関は、前項による収納手続が完了したときは、振替結果を領収済通知書又は収納を記録した磁気媒体で、速やかに市に通知するものとする。

第11条を次のように改める。

(領収書)

第11条 口座振替収納に係る領収書は、振替預貯金通帳に市税等の明細を印字することをもってこれに代えるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成23年7月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱(昭和45年告示第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第27号

宮津市敬老会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市敬老会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市敬老会事業補助金交付要綱（平成21年告示第106号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 敬老会事業の開催案内等に要する経費

第4条第1項を次のように改める。

補助金の額は、敬老会事業の対象者となる長寿高齢者の人数に1人当たり100円を乗じて得た額及び敬老会事業に参加した長寿高齢者の人数に1人当たり1,000円を乗じて得た額(敬老事業に参加した長寿高齢者の人数が当該敬老会事業の対象となる長寿高齢者の人数の30パーセントに満たない場合は、30パーセントに相当する人数に1人当たり1,000円を乗じて得た額とする。)を合算した額とする。

第5条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 長寿高齢者名簿

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第28号

宮津市高齢者ふれあい事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者ふれあい事業補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市高齢者ふれあい事業補助金交付要綱（平成5年告示第14号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第29号

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成21年告示第134号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「宮津市島崎児童館内において」を「子育て親子が集う場として市長が適当と認める場所において」に改める。

第4条第1項第2号中「月曜日、水曜日及び金曜日」を「月曜日及び水曜日から土曜日まで」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第30号

宮津市子育て応援特別手当支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市子育て応援特別手当支給要綱を廃止する要綱

宮津市子育て応援特別手当支給要綱（平成21年告示第12号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第31号

宮津市3人乗り自転車貸出事業実施要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市3人乗り自転車貸出事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、安全基準を満たした幼児2人同乗用自転車（以下「3人乗り自転車」という。）の貸出しを行うことにより、自転車同乗時の保護者と幼児の安全を確保し、もって3人乗り自転車の普及を図る3人乗り自転車貸出事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第2条 3人乗り自転車の貸出対象者は、本市に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 貸出開始日に1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育する者
- (2) 3人乗り自転車の適正な保管場所を確保できる者

（貸出しの申込み）

第3条 3人乗り自転車の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、3人乗り自転車貸出申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

（貸出しの決定等）

第4条 市長は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定するとともに、申込者に通知するものとする。この場合において、申込者の数が貸出しすることができる3人乗り自転車の台数を超えるときは、抽選により貸出しの可否を決定する。

2 前項の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、市が指定する安全運転講習会を受講しなければならない。

（貸出台数）

第5条 貸出しをする3人乗り自転車の台数は、1世帯につき1台とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（貸出期間）

第6条 3人乗り自転車の貸出期間は、3人乗り自転車の引渡しの日から1年以内で市長の定める期間とする。

2 前項の貸出期間中に利用者が養育する幼児のいずれか1人が6歳に達し、かつ、利用者が養育する1歳以上6歳未満の幼児が1人となる場合は、引き続き同項の貸出期間の満了日まで3人乗り自転車を貸し出すものとする。この場合において、利用者は当該6歳に達した幼児を同乗させてはならない。

（利用料及び費用の負担）

第7条 貸出しを受けた3人乗り自転車（以下「貸出自転車」という。）の利用料は、無料とする。

2 貸出期間中におけるチャイルドシートの破損、タイヤのパンクその他の市長が別に定める貸出自転車の破損等の修理に要する費用は、利用者の故意又は過失を問わず、利用者の負担とし、貸出自転車の通常の使用によるタイヤの磨耗等の修理に要する費用は、無料とする。

（管理等）

第8条 利用者は、善良な管理のもとに貸出自転車を使用し、保管しなければならない。

2 貸出自転車を運転することができる者（以下「運転者」という。）は、利用者及び当該利用者の同居の親族で満16歳以上のものとする。

3 運転者の使用に起因する事象については、利用者が、その全てにおいて責任を負うものとする。
（譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、貸出自転車を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
（貸出期間中の返還）

第10条 利用者は、貸出自転車を貸出期間の途中で返還しようとするときは、3人乗り自転車利用中止申出書により市長に届け出なければならない。
（貸出決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸出しの決定を受けたとき。
- (2) 貸出自転車の管理上特に必要があるとき。
- (3) この要綱又はこの要綱に基づく貸出自転車利用規約に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。

（貸出自転車の返還）

第12条 貸出期間の満了又は第10条若しくは前条の規定により貸出自転車を返還するときは、自転車小売店等で貸出自転車の点検並びに必要な整備及び修理を受けた上で、利用者が市の指定する場所へ直接返還するものとする。この場合において、貸出自転車の点検、整備及び修理に要する費用（貸出自転車の通常の使用による磨耗等の修理に要する費用は除く。）並びに返還に要する費用は、利用者の負担とする。

（遵守事項）

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全運転を心掛け、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守すること。
- (2) 同乗する1歳以上6歳未満の幼児には、幼児用ヘルメットを着帽させること。
- (3) 貸出自転車については、改造を行わないとともに盗難の防止に努めること。
- (4) 貸出自転車に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置をとるとともに、直ちに事故の状況を市長に報告し、市長の指示に従うこと。
- (5) 貸出自転車の盗難が発生したとき、又は被害を受けたときは、直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書等の交付を受けるとともに、被害状況を市長に報告し、市長の指示に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項を遵守すること。

（損害賠償）

第14条 貸出自転車の使用に伴い、利用者の責めに帰すべき事由による事故によって生じた損害については、利用者がこれを賠償しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、申込書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第32号

社会福祉法人による障害福祉サービス利用者負担金軽減等措置補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

社会福祉法人による障害福祉サービス利用者負担金軽減等措置補助金交付要綱を廃止する要綱

社会福祉法人による障害福祉サービス利用者負担金軽減等措置補助金交付要綱(平成18年告示第114号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第33号

宮津市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者地域活動支援事業実施要綱(平成19年告示第35号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(利用者負担)

第8条 利用者は、1日の利用につき300円及び食材料費等の実費を負担するものとし、直接委託事業者に支払うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に定める市町村民税世帯非課税者は、食材料費等の実費を除き無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第8条の規定は、この要綱の施行の日以後の事業の利用について適用し、同日前の事業の利用については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第34号

宮津市障害者サービス事業所等通所交通費支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者サービス事業所等通所交通費支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者サービス事業所等通所交通費支給要綱(昭和61年告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「就労継続支援」の次に「(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型を除く。)」を加える。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第35号

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市予防接種補助金交付要綱(平成13年告示第103号)の一部を次のように改正する。

第1条中「のうち麻しん及び風しん並びに」を「及び」に改める。

第3条中「健康診査等費用の徴収に関する規則」を「がん検診等費用の徴収に関する規則」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第36号

宮津市資源ごみ回収活動報奨金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市資源ごみ回収活動報奨金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市資源ごみ回収活動報奨金交付要綱（平成4年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3円」を「2円」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第37号

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱（平成12年告示第86号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、被保護者にあつては、利用者負担金の全額とする。

第6条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者をいう。以下同じ。）については、軽減措置の対象としない。ただし、個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減措置の対象とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第38号

宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宮津市犯罪被害者等支援条例（平成23年条例第1号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するもの

に限る。以下同じ。)をいう。

(3) 犯罪被害者等見舞金 第4条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により死亡した者の遺族(当該犯罪行為が行われた時から引き続き、市内に住所を有する者に限る。以下「遺族」という。)又は犯罪行為により傷害を受けた者(当該犯罪行為が行われた時から引き続き、市内に住所を有する者に限る。以下同じ。)に、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第4条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 第6条第2項の規定による第1順位の遺族(以下「第1順位遺族」という。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(犯罪被害者等見舞金の額)

第5条 犯罪被害者等見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 死亡した者がその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金の支給を受けた場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

3 第1順位遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、第1項第1号に定める額又は前項の規定により算定した額をその人数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為により死亡した者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪行為により死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)

(2) 犯罪行為により死亡した者の収入によって生計を維持していた当該死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害を受けた者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 犯罪被害を受けた者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害を受けた者にも、その責めに帰すべき行為があったと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害を受けた者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(遺族見舞金の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、遺族見舞金支給申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪行為により死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 遺族見舞金の支給を受けようとする者の住民票の写し(日本国籍を有しない者であるときは、

外国人登録原票記載事項証明書)

(3) 遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪行為により死亡した者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書

(4) 遺族見舞金の支給を受けようとする者が犯罪行為により死亡した者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 遺族見舞金の支給を受けようとする者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする者は、傷害見舞金支給申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 傷害を受けた日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書

(2) 傷害見舞金の支給を受けようとする者の住民票の写し(日本国籍を有しない者であるときは、外国人登録原票記載事項証明書)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給申請の期限)

第10条 前2条の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長が、当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたことについてやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があつた場合には、速やかに犯罪被害者等見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに犯罪被害者等見舞金支給決定通知書又は犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書により、その内容を申請した者に通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第12条 犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、犯罪被害者等見舞金支給請求書を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第13条 市長は、犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(犯罪被害者等見舞金の返還)

第14条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定が取り消された場合において、既に犯罪被害者等見舞金が支給されているときは、市長は、当該犯罪被害者等見舞金を返還させることができる。

(報告等)

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者に対し、犯罪被害者等見舞金の支給に関し、報告を求め、又はその職員に調査を行わせることができる。この場合において、当該支給を受けた者は、これらの行為に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、遺族見舞金支給申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

* * *

宮津市告示第39号

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱（平成13年告示第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項中「平成22年度」を「平成23年度」に改め、同項第1号中「電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱」を「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱又は総務省から民間法人を經由して交付される同種の助成金の交付要綱」に改め、「以下」の次に「単に」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第40号

宮津市ひとづくりふれあい事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市ひとづくりふれあい事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとづくりふれあい事業補助金交付要綱（平成4年告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市人材育成事業補助金交付要綱

第1条中「宮津市ひとづくりふれあい基金条例（平成2年条例第18号）」を「宮津市人材育成基金条例（平成23年条例第2号）」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第41号

宮津市定額給付金支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市定額給付金支給要綱を廃止する要綱

宮津市定額給付金支給要綱（平成21年告示第11号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第42号

宮津市雇用安定助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市雇用安定助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市雇用安定助成金交付要綱（平成21年告示第107号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（この要綱の失効に伴う経過措置）

- 3 この要綱の失効の日以前に実施された休業又は出向に係る雇用調整助成金の支給決定が同日後に行われることにより、同日までに必要な書類を添付して当該休業又は出向に係る助成金の交付申請

をすることができない者については、この要綱の規定は、平成23年9月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第43号

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市職業能力向上支援補助金交付要綱（平成21年告示第109号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（この要綱の失効に伴う経過措置）

- 3 この要綱の失効の日以前に受講した研修に係る修了証又は同日以前に研修を実施した事業主が雇用調整助成金の支給の対象であることを証する書類が、同日後に交付されるために、同日までに当該研修に係る補助金の交付申請をすることができない者については、この要綱の規定は、平成23年9月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第44号

宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、宮津市産の農林水産物を使用した加工食品の製造販売を推進し、もって市内の農林水産業及び観光業の振興を図るため、これに係る本市の食の魅力づくりを推進する事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を完納しているものとする。

- (1) 市内に事業所を有する者又は住所を有する個人
- (2) 構成員の3分の2以上が前号に規定する者で構成される団体

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、一の実施主体につき1回とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（交付申請の変更等）

第5条 補助金の交付決定を受けたものが、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市食の魅力づくり推進事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事前着手)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、宮津市食の魅力づくり推進事業補助金事業事前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市食の魅力づくり推進事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(審査)

第9条 第4条の規定による申請の内容を審査するため、別に定める審査基準に基づき、宮津市地産地商(消)推進会議において審査を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

事業区分	内容	補助対象経費	補助金の額
1 加工食品の新規開発又は改良事業	宮津市産の農林水産物を使用した新たな加工食品の開発若しくは既存加工食品の改良又はその加工食品のパッケージ等のデザイン開発。ただし、パッケージ等のデザイン開発のみの場合を除く。	原材料費、謝礼(実施主体以外の者に支払うものに限る。)、旅費(実施主体以外の者に支払うものに限る。)、資料購入費、市場調査費、試験費、委託費、リース料、パッケージ開発費その他市長が特に必要と認めた経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、20万円を限度とする。
2 加工食品の生産体制の整備拡充事業	宮津市産の農林水産物を使用した新たな加工食品の生産体制の整備又は既存の加工食品の生産体制の拡充。ただし、市内の事業所におけるものに限る。	リース料、施設の新設又は改修費、備品購入費(事務用什器又は機器、冷暖房設備等の汎用性のあるものは除く。)、その他市長が特に必要と認めた経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、100万円を限度とする。

備考 補助対象事業が国、府等の助成金等の対象となる場合は、この表による補助対象経費の額から当該助成金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

* * *

宮津市告示第45号

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(平成21年告示第47号)の一部を次のように改正する。
第8条中「30,000円」を「51,000円」に改める。

第10条の見出し中「指導及び助言」を「説明等」に改め、同条中「指導及び助言」を「説明、指導、助言、提案等」に、「することができる」を「するものとする」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市天田118番地の1
氏名 北近畿タンゴ鉄道株式会社

* * *

宮津市告示第47号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2
氏名 社団法人天橋立観光協会

* * *

宮津市告示第48号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字波路620番地
氏名 丹後環境保全有限会社

* * *

宮津市告示第49号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、し尿くみ取り券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成23年7月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 京都府下京区西七条掛越町65番地

氏名 社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第53号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第54号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市北区堂島2丁目2番2号

氏名 株式会社アイ・エム・ビィ・センター

* * *

宮津市告示第55号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪府箕面市小野原西3丁目12番14号

氏名 YMSほりかわ

代表者 堀川 義治

* * *

宮津市告示第56号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字漁師1775番地

氏名 宮津食品卸売共同組合 理事長 今森正己

* * *

宮津市告示第57号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <以下掲示済>

氏名 文珠自治会 会長 幾世英夫

* * *

宮津市告示第58号

宮津市公印のうち、総務室長印を次のとおり廃止したので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第5条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	廃止期日
<略>	総務室長印 総務室長名をもって発する文書	平成23年4月1日

* * *

宮津市告示第59号

宮津市公印として、新たに企画総務室長印を次のとおり調製したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第5条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	企画総務室長印 企画総務室長名をもって発する文書	平成23年4月1日

* * *

宮津市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 中 西 洋 一
- 3 変更年月日 平成23年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」を「京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」に改める。

第5条第1項中「宮津市長」を「与謝野町長」に改め、同条第2項中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「伊根町及び与謝野町（以下「関係町）」を「宮津市及び伊根町（以下「関係市町）」に改める。

第6条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第7条第2項中「関係町」を「関係市町」に、「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第8条中「宮津市」を「与謝野町」に改める。

第9条中「宮津市長」を「与謝野町長」に、「宮津市議会」を「与謝野町議会」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

第11条中「宮津市」を「与謝野町」に、「関係町」を「関係市町」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、伊根町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

伊根町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 宮津市、伊根町及び与謝野町（以下「関係市町」という。）における消費生活相談等の事務（消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項に規定する事務の一部をいう。以下同じ。）を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、伊根町（以下「甲」という。）は、甲及び甲の住民が次条第2項に規定する消費生活センターへ申し出た消費生活相談等の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を宮津市（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

- 2 乙は、消費者安全法第10条第2項に規定する消費生活センター（以下「センター」という。）を設置し、消費生活相談等の事務を行うものとする。

（事務の協力）

第3条 センターが消費生活相談等の事務を行う場合において、センターは必要に応じて甲に協力を要請することができるものとし、甲はその求めに応じ協力するものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし乙に交付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲に送付し、第6条に定める連絡会議に諮るものとする。
- 3 第1項の経費は、消費生活相談等の事務を行うために必要な経費から特定財源を控除した額について、関係市町が次に掲げる負担基準に基づき算定するものとする。

(1) 均等割 10パーセント

(2) 人口割 90パーセント

- 4 前項第2号の人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とする。

（収入及び支出）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において計上するものとする。

（連絡会議の設置）

第6条 関係市町は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を設置するものとする。

- 2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

（条例等の改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、乙は、前条の定める連絡会議に諮るものとする。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。
附 則

1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該事務委託の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

* * *

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 宮津市、伊根町及び与謝野町（以下「関係市町」という。）における消費生活相談等の事務（消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項に規定する事務の一部をいう。以下同じ。）を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、与謝野町（以下「甲」という。）は、甲及び甲の住民が次条第2項に規定する消費生活センターへ申し出た消費生活相談等の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を宮津市（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 乙は、消費者安全法第10条第2項に規定する消費生活センター（以下「センター」という。）を設置し、消費生活相談等の事務を行うものとする。

（事務の協力）

第3条 センターが消費生活相談等の事務を行う場合において、センターは必要に応じて甲に協力を要請することができるものとし、甲はその求めに応じ協力するものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲に送付し、第6条に定める連絡会議に諮るものとする。

3 第1項の経費は、消費生活相談等の事務を行うために必要な経費から特定財源を控除した額について、関係市町が次に掲げる負担基準に基づき算定するものとする。

(1) 均等割 10パーセント

(2) 人口割 90パーセント

4 前項第2号の人口割の基準となるべき人口は、最近の国勢調査による人口とする。

（収入及び支出）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において計上するものとする。

（連絡会議の設置）

第6条 関係市町は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、乙は、前条の定める連絡会議に諮るものとする。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該事務委託の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

* * *

宮津市告示第64号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定により、宮津与謝消費生活センターを設置したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 名 称 宮津与謝消費生活センター

2 住 所 宮津市字柳縄手345番地の1

3 消費生活に関する相談及び苦情処理のあっせん等の事務を行う日時

毎週月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

4 消費生活に関する相談及び苦情処理のあっせん等の対象者

宮津市、伊根町及び与謝野町の住民

* * *

宮津市告示第65号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成23年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第66号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後3月から生後90月に至までの間にある者

第1期追加 生後3月から生後90月に至までの間にある者(1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)

第2期 11歳以上13歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回3回(20日から56日までの間隔)

第1期追加1回

第2期 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期初回・追加 (三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風)	第2期(二種混合：ジフテリア・破傷風)
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック		
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
林信昌	養老診療所		○
宮地高弘	宮地外科医院	○	○
宮地道弘			
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
徳山石夫	徳山医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
森幸三	伊根診療所		
細見史雄	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

* * *

宮津市告示第67号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - 第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
 - 第3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
 - 第4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
西原寛	西原医院		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
林信昌	養老診療所		○
宮地高弘	宮地外科医院	○	○
宮地道弘			
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
徳山石夫	徳山医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
森幸三	伊根診療所		
細見史雄	本庄診療所	○	○

- 7 予防接種を行う期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

* * *

宮津市告示第68号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 日本脳炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（第1期初回終了後おおむね1年おく）
 - 第2期 9歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回2回（6日から28日までの間隔）
 - 第1期追加1回
 - 第2期1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一郎	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地外科医院
宮地道弘	
山根行雄	山根医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
森幸三	伊根診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

* * *

宮津市告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第73号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則28号)第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 公の施設の名称

宮津市海洋つり場

2 指定管理者の名称

変更前 小田宿野自治会 会長 狩野安德

変更後 小田宿野自治会 会長 中島正志

3 変更日

平成23年4月1日

* * *

宮津市告示第74号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により、宮津市森林整備計画を定めた。

なお、当該計画は平成23年4月1日にその効力を生じるものとし、宮津市産業振興室基盤整備係(別館3階)において縦覧に供する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第75号

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱(平成4年告示第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「要介護度」を「要介護状態区分が要介護」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 二次予防事業対象者等 地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に基づく要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者及び介護保険法第32条に規定する要支援認定において要支援状態区分が要支援1又は2の認定を受けた65歳以上の者並びに宮津市内の辺地(辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地をいう。)に住所を有する65歳以上の者

第3条に次の1項を加える。

5 別表第1二次予防事業対象者等の項の表に掲げる用具は、市が現に保有している数量を勘案し、貸与及び給付を行うものとする。

第5条第1項中「次の各号のいずれかにより」を「次に掲げる利用者の区分に応じ」に改め、「の全部又は一部」を削り、同項第1号中「ひとり暮らし老人、ねたきり老人等及び難病患者等」を「ねたきり老人等及びひとり暮らし老人」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 難病患者等又は当該世帯の生計中心者 別表第3に定める額

第5条第1項に次の1号を加える。

(4) 二次予防事業対象者等 無料とする。ただし、別表第1二次予防事業対象者等の項の表に掲げる用具の貸与及び給付によって生じる通信料、サービス利用料等用具の利用及び保守に要する費用については、二次予防事業対象者等が負担するものとする。

第5条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(損害賠償)

第8条 被貸与者(別表第1二次予防事業対象者等の項の表に掲げる用具の貸与を受けた者に限る。)

は、故意又は過失により用具を損傷し、又は紛失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該被貸与者の責めに帰することができない場合又は市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(利用期間及び返却)

第6条 別表第1 二次予防事業対象者等の項の表に掲げる用具を貸与する場合の利用期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。

別表第1 ねたきり老人等、ひとり暮らし老人等の項の表給付の部火災警報器の項中「低所得」の次に「(別表第2の利用者世帯の階層区分によるA階層又はB階層に該当するものをいう。)」を加え、同表給付の部電磁調理器の項中「必要な」の次に「低所得の」を加える。

別表第1 身体障害児(者)及び知的障害児(者)の項の表自立生活支援用具の部特殊便器の項中「67,000円」を「151,200円」に改める。

別表第1 難病患者等の項の表の次に次の1表を加える。

二次予防事業対象者等

区分	対象種目	対象者	性能
貸与	タッチパネル型パーソナルコンピュータ	二次予防事業対象者等のひとり暮らし老人又は高齢者のみの世帯	ワイヤレス通信装置付属によりインターネット接続可能なもの
	電子血圧計	同上	腕挿入式のもの(ACアダプター付属)
	ICカードリーダー	同上	非接触でICカード読取可能なもの
給付	ICカード	同上	非接触で情報読取及び書込可能なもの

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税が課税の世帯	全額

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第5条関係)

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯	全額

備考 この表に定める利用者負担額が用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって利用者負担額とする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第76号

平成19年4月1日付け宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	総務室	出納管理室 会計係長	総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納
	企画環境室		企画環境室に所属する職員	宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納
	市民室		市民室に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納
	健康福祉室		健康福祉室に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 介護保険料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納
	産業振興室		産業振興室に所属する職員	不動産売払収入の収納
変更後	企画総務室	出納管理室 会計係長	企画総務室に所属する職員	行政文書コピー使用料相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納

市民室	市民室に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納 し尿収集手数料の収納
健康福祉室	健康福祉室に所属する職員	福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 介護保険料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納
産業振興室	削除	削除

2 変更年月日 平成23年 4月 1日

訓 令

宮津市訓令甲第 1 号

庁中一般
各 かい

宮津市理事者会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市理事者会議設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市理事者会議設置要綱（平成 3 年訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務室」を「企画総務室」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日 から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般
各 かい

宮津市例規審査委員会規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市例規審査委員会規程等の一部を改正する規程

(宮津市例規審査委員会規程の一部改正)

第1条 宮津市例規審査委員会規程(昭和60年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

第6条中「総務室」を「企画総務室」に改める。

(宮津市職員衛生管理規程の一部改正)

第2条 宮津市職員衛生管理規程(昭和56年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務室長」を「企画総務室長」に改め、同条第3項中「総務室職員係長」を「企画総務室職員係長」に改める。

第5条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

第10条第2項第2号中「総務室職員係長」を「企画総務室職員係長」に改める。

(宮津市公用自動車等管理規程の一部改正)

第3条 宮津市公用自動車等管理規程(昭和46年訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「財務室管財所管副室長」の次に「(当該副室長の配置がないときは、財務室管財契約係長。以下同じ。)」を加える。

第22条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市文書管理規程の一部改正)

第4条 宮津市文書管理規程(平成13年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務室」を「企画総務室」に、「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市広報事務取扱規程の一部改正)

第5条 宮津市広報事務取扱規程(昭和60年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総務室」を「企画総務室」に改める。

第4条第2項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

第5条中「総務室」を「企画総務室」に改める。

第6条、第7条、第8条第2項、第9条及び第11条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市電子計算組織の管理に関する規程の一部改正)

第6条 宮津市電子計算組織の管理に関する規程(平成3年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部改正)

第7条 宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程(平成14年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市職員採用選考規程の一部改正)

第8条 宮津市職員採用選考規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市職員服務規程の一部改正)

第9条 宮津市職員服務規程(平成5年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正)

第10条 宮津市職員の時差勤務に関する規程(平成19年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市職員記章はい用規程の一部改正)

第11条 宮津市職員記章はい用規程(昭和33年訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市役所当直規程の一部改正)

第12条 宮津市役所当直規程(昭和42年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

第6条第1項及び第7条第2号中「総務室」を「企画総務室」に改める。

第9条第1項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市職員研修規程の一部改正)

第13条 宮津市職員研修規程(平成5年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第3号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程(昭和60年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長決裁事項の表第13項及び第14項中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

別表第2総務室長専決事項の表中「総務室長専決事項」を「企画総務室長専決事項」に改め、第7項を第8項とし、同表第6項中「総務室長」を「企画総務室長」に改め、同項を同表第7項とし、同表中第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同表に第1項として次の1項を加える。

1 行政に係る総合資料の調査及び企画に関すること。

別表第2企画環境室長専決事項の表を削る。

別表第3総務室副室長専決事項の表中「総務室副室長専決事項」を「企画総務室副室長専決事項」に改め、第17項を第18項とし、第5項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、同表第4項中「自衛官」の次に「及び自衛官候補生」を加え、同項を同表第5項とし、同表中第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同表に第1項として次の1項を加える。

1 宮津市ターミナルセンターの使用許可に関すること。

別表第3企画環境室副室長専決事項の表を削る。

別表第3健康福祉室副室長専決事項の表中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第4号

庁中一般
各 かい

宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領

(宮津市嘱託職員取扱要領の一部改正)

第1条 宮津市嘱託職員取扱要領(昭和60年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第6条第2項、第25条（見出しを含む。）及び第26条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

（臨時職員取扱要領の一部改正）

第2条 臨時職員取扱要領（昭和58年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第6条、第9条、第13条第2項及び第18条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第3号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、宮津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告し、当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成23年3月4日

宮津市長 井上正嗣

- 1 縦覧期間
平成23年3月4日以後、常時据え置くこととします。
- 2 縦覧場所
宮津市産業振興室（別館3階）
- 3 意見書の要旨及び処理結果

意見の要旨	意見の数	処理結果
なし	なし	なし

* * *

宮津市公告第4号

宮津市字江尻の一部の区域の土地について、国土調査法（昭和26年法律180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により当該地図及び簿冊を下記のとおり閲覧に供します。

平成23年3月11日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 地図及び簿冊の名称 宮津市字江尻の一部の区域
- 2 地図及び簿冊は、次により作成したものです。
 - ・地図 平成22年2月に測量
 - ・簿冊 平成21年12月1日現在の状況により調査
- 3 閲覧の期間等 平成23年3月11日から平成23年3月30日までの執務時間中
- 4 閲覧の場所 宮津市建設室まち景観係内（本館南棟3階）
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記閲覧期間内に市長に対して、訂正の申出をすることができます。
- 6 誤り等の申出は、書面によることとしますので、各自印章を持参してください。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求の際に閲覧場所で交付します。

* * *

宮津市公告第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定

により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成23年3月16日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成23年3月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成23年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字京口、松原、宮村、滝馬、喜多、国分、小松、溝尻及び中野の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字京口、松原、宮村、滝馬、喜多、国分、小松、溝尻及び中野の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（省略）

* * *

宮津市公告第6号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成23年3月18日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第7号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

平成23年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市字京口、松原、滝馬、宮村、喜多、中野、小松、溝尻及び国分の各一部

水道企業

〈告示〉

宮津市水道告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2164番地の15

氏名 社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター

理事長 倉橋 義和

* * *

〈規程〉

宮津市水道事業管理規程第1号

宮津市水道事業囑託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

宮津市水道事業囑託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部を改正する規程

(宮津市水道事業囑託職員取扱規程の一部改正)

第1条 宮津市水道事業囑託職員取扱規程(昭和60年水管規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める。

(宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部改正)

第2条 宮津市水道事業臨時職員取扱規程(昭和60年水管規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務室長」を「企画総務室長」に改める

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会

《規則》

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則(平成3年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

1 小学校の項の表宮津小学校の項中「、東国名賀」を削り、「自治会」の次に「及び旧東国名賀自治会」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

宮津市教育委員会規則第2号

重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則

重要文化財旧三上家住宅条例施行規則(平成12年教委規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「精神障害者保健福祉手帳」の次に「(以下「身体障害者手帳等」という。)」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項第4号に掲げる者が観覧するときは、身体障害者手帳等の提示をもってこれに代えることができる。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市社会教育活用施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年 3月18日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

宮津市教育委員会規則第 3 号

宮津市社会教育活用施設条例施行規則を廃止する規則

宮津市社会教育活用施設条例施行規則（平成 6 年教委規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1 日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月24日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

宮津市教育委員会規則第 4 号

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第 1 3 条 削除

第16条第 1 号を次のように改める。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

第16条第 2 号中「委員会規則」の次に「その他委員会の定める規程」を加え、同条中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号中「府費負担教職員の懲戒並びに府費負担教職員たる校長及び教頭」を「府費負担教職員」に、「進退」を「人事」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 委員会及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。

第16条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第16号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第16条に次の 2 項を加える。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を教育長に専決させることができる。

(1) 委員会及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）で、臨時的任用及び囑託に係るものの任免その他の人事に関すること。

(2) その他委員会が必要と認めたもの。

3 教育長は、第 1 項各号の事項について、特に緊急を要するため会議に付す時間的余裕がないと認められるときは、専決することができる。この場合において、教育長は、次の会議において専決した事項を報告し、その承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 4 号

平成23年 第 4 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成23年 3月 9 日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

- 1 日 時 平成23年3月24日(木)午前10時
2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の施行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

3 4 8 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会委員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解散の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

5 , 7 9 8 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

2 , 8 9 9 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法に基づいて行う公職の選挙における投票区を次のように定める。

平成23年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

投票区	区 域
第1投票区	本町、魚屋、新浜、柳縄手、島崎の各自治会及び字浜町
第2投票区	宮本、万町、京街道、大久保、金屋谷の各自治会
第3投票区	亀ヶ丘、松ヶ岡、池ノ谷、白柏の各自治会

第4投票区	浪花、漁師町、日吉、杉末の各自治会
第5投票区	鶴賀、城内の各自治会
第6投票区	城南、滝馬、百合が丘、福田、宮村上の各自治会
第7投票区	城東、宮村、辻町、旭が丘、第2旭が丘の各自治会
第8投票区	惣、皆原、山中、西波路、波路町、波路、東波路、府営東波路団地、獅子崎、つつじが丘、問屋町、グンゼの各自治会及び旧東国名賀自治会区域の字惣
第9投票区	小田自治会のうち、1区及び2区
第10投票区	小田(1区及び2区を除く。)、喜多、今福、天神、鳥が尾、松縄手の各自治会
第11投票区	新宮、脇、中村、小寺の各自治会
第12投票区	上司、中津、銀丘の各自治会
第13投票区	小田宿野、島陰、鏡ヶ浦の各自治会
第14投票区	田井、矢原、獅子の各自治会
第15投票区	須津、タケ丘、浜垣、宝山の各自治会
第16投票区	文珠自治会
第17投票区	江尻、天橋、難波野、大垣の各自治会及び字成相寺
第18投票区	中野、小松、溝尻、国分の各自治会
第19投票区	浜自治会
第20投票区	上自治会
第21投票区	下世屋の各自治会
第22投票区	松尾、木子、上世屋の各自治会
第23投票区	畑自治会
第24投票区	大島、岩ヶ鼻、外垣、長江の各自治会
第25投票区	田原自治会
第26投票区	中波見、梅ヶ谷、奥波見の各自治会
第27投票区	里波見自治会
第28投票区	立、大西の各自治会
第29投票区	厚垣、落山、藪田の各自治会
第30投票区	脇、宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦の各自治会

備考 この表の区域表示における自治会は、地縁により構成される住民組織としての自治会による表示とする。この場合における当該自治会以外の自治会であるマリントピアオーナーズ自治会に係る投票区の取扱いについては、その構成員ごとに、当該構成員の居住地を包括すると認められる自治会をその構成員の区域を示す自治会として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成20年選管告示第8号は、廃止する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月10日執行予定の京都府議会議員一般選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 縦覧の期間 平成23年4月1日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第8号

平成23年4月10日執行予定の京都府議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成23年3月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 日時 平成23年4月1日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第9号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

348人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第10号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

5,795人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

2,898人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

平成23年4月10日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

(以下省略)

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、758人である。

平成23年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

検察審査員候補者選定規程を廃止する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

検察審査員候補者選定規程を廃止する規程
検察審査員候補者選定規程（昭和62年選管告示第34号）は、廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	" 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	" 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	" 漁師1547・1548合番地
第5投票区	宮津市保健センター	" 鶴賀2109番地の2
第6投票区	城南公民館	" 京口126番地
第7投票区	城東会館	" 吉原2573番地
第8投票区	たんぼぼ保育園	" 惣906番地
第9投票区	宮津市大江山レストハウス	" 小田413番地
第10投票区	上宮津地区公民館	" 小田231番地
第11投票区	中村公民館	" 中村190番地の1
第12投票区	栗田地区公民館	" 上司1345番地
第13投票区	小田宿野公民館	" 小田宿野191番地の3
第14投票区	矢原公民館	" 矢原69番地
第15投票区	吉津地区公民館	" 須津1031番地
第16投票区	文珠公会堂	" 文珠497番地の1
第17投票区	江尻公会堂	" 江尻432番地の2
第18投票区	溝尻公民館	" 溝尻354番地の1
第19投票区	浜公民館	" 日置590番地
第20投票区	上公民館	" 日置2583番地の7
第21投票区	下世屋公民館	" 下世屋（山口神社前）
第22投票区	上世屋公民館	" 上世屋543番地
第23投票区	畑公民館	" 畑652番地
第24投票区	宮津市デイサービスセンタ-せんごく	" 岩ヶ鼻38番地

第25投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第26投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第27投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第28投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第29投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第30投票区	由良地区公民館	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

投票所	投票所を開いている時間
第9投票所	午前7時から午後6時まで
第21投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第23投票所	午前7時から午後6時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第28投票所	午前7時から午後7時まで
第29投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成23年4月10日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

開票管理者

住所 <以下掲示済>

氏名 前尾美智子

開票管理者職務代理者

住所 <以下掲示済>

氏名 千賀博文

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

1 日時 平成23年4月7日 午後6時

2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	前尾美智子	平成23年4月2日 平成23年4月7日
"	千賀博文	平成23年4月3日 平成23年4月6日
"	小谷久代	平成23年4月5日 平成23年4月8日
"	堀口善一	平成23年4月4日 平成23年4月9日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<以下掲示済>	田村和彦	平成23年4月2日から 平成23年4月9日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<以下掲示済>	上山栄一	<以下掲示済>	大井良竜
" 2 "	"	森口哲生	"	林崎芳紀
" 3 "	"	中村明昌	"	中谷雅一
" 4 "	"	森山弘章	"	廣瀬政夫
" 5 "	"	高村一彦	"	大上仁志
" 6 "	"	尾崎吉晃	"	河合隆太
" 7 "	"	小林弘明	"	小谷全弘
" 8 "	"	三宅秀明	"	小牧美忠
" 9 "	"	智原正明	"	橋本一郎
" 10 "	"	粉川正太郎	"	河原浩志
" 11 "	"	和田野喜一	"	森口英一
" 12 "	"	永濱敏之	"	高松信久
" 13 "	"	志達正一	"	荒砂博
" 14 "	"	宮前善有	"	中嶋章夫
" 15 "	"	坂根雅人	"	西原誠二
" 16 "	"	河嶋学	"	山本昭子
" 17 "	"	山口孝幸	"	辻村範一
" 18 "	"	笠井裕代	"	大銅浩助
" 19 "	"	前田良二	"	沼野由紀
" 20 "	"	植松伸八	"	吉田典彦
" 21 "	"	細野英	"	黒田浩
" 22 "	"	小谷栄一	"	居村真
" 23 "	"	松崎正樹	"	徳澤雅仁
" 24 "	"	前田繁	"	藤原節夫
" 25 "	"	藤田憲一	"	中村善之
" 26 "	"	橋本治	"	小池康文
" 27 "	"	藤村光代	"	谷口宏幸
" 28 "	"	宮崎茂樹	"	黄前佳之
" 29 "	"	山根洋行	"	内藤進介
" 30 "	"	小西肇	"	矢野善記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

宮津市選挙管理委員会公印のうち委員長印を次のとおり改刻したので、宮津市選挙管理委員会規程（昭和60年選管規程第1号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	委員長印 委員長名をもって発する文書	平成23年4月1日

公平委員会

《規 則》

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮津市公平委員会
委員長 平 田 齊

宮津市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「総務室 行政係長」を「企画総務室 企画係長、行政係長」に改め、「企画環境室 企画係長」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成23年3月3日

宮津市農業委員会
会長 森 川 耕一郎

1 日 時 平成23年3月9日（水） 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第4号 農地法第3条の許可取消し願に係る承認について

議第5号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第6号 非農地証明について

議第7号 農用地利用集積計画について